

新	旧
秋田県優良業務表彰要綱 （表彰の目的） 第 1 条 県が発注した業務委託のうち、優秀な成績で業務を完了したものを表彰することにより、調査及び設計を行う技術者の育成・確保を図り、もって社会基盤の品質を確保することを目的とする。 （表彰の対象） 第 2 条 対象は、表彰実施年度の前年度に完了した業務委託とし、秋田県委託業務成績評定に基づき評価されたものとする。 （表彰の名称） 第 3 条 名称は、「秋田県優良業務表彰」とする。 （表彰の基準） 第 4 条 次のすべてを満足すること。 （ 1 ）当該業務の成績評定が優秀であること。 （ 2 ）当該業務において事故等による減点がないこと。 （ 3 ）当該企業における各業務の成績が良好であること。 （ 4 ）当該企業において各業務の成果品について<u>追完</u>又は損害賠償が実施されていないこと。 （ 5 ）当該企業において労働災害がないこと。 （ 6 ）他の模範となるものと認められる業務であること。 （選考委員会） 第 5 条 表彰すべき業務を選定するため選考委員会を置き、その構成は別表第 1 のとおりとする。 2 選考委員会は、次項の幹事会の調査報告に基づいて協議し、表彰すべき業務を決定するものとする。 3 選考委員会に幹事会を置き、その構成は別表第 2 のとおりとする。 4 幹事会は、事務局が作成した優良業務表彰候補者名簿に基づいて、部門別に当該業務の調査を行い、その結果を選考委員会に報告するものとする。 （表彰） 第 6 条 被表彰者は、受託企業の代表者（共同企業体の場合にあっては、構成員のそれぞれの代表者）及びその業務を担当した管理技術者とする。 （事務局） 第 7 条 事務局は、技術管理課に置く。 （補足） 第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。 附則 この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。 平成 2 8 年 6 月 1 日一部改訂 平成 2 9 年 3 月 9 日一部改正 平成 3 0 年 3 月 1 6 日一部改正	秋田県優良業務表彰要綱 （表彰の目的） 第 1 条 県が発注した業務委託のうち、優秀な成績で業務を完了したものを表彰することにより、調査及び設計を行う技術者の育成・確保を図り、もって社会基盤の品質を確保することを目的とする。 （表彰の対象） 第 2 条 対象は、表彰実施年度の前年度に完了した業務委託とし、秋田県委託業務成績評定に基づき評価されたものとする。 （表彰の名称） 第 3 条 名称は、「秋田県優良業務表彰」とする。 （表彰の基準） 第 4 条 次のすべてを満足すること。 （ 1 ）当該業務の成績評定が優秀であること。 （ 2 ）当該業務において事故等による減点がないこと。 （ 3 ）当該企業における各業務の成績が良好であること。 （ 4 ）当該企業において各業務の成果品について<u>瑕疵修補</u>又は損害賠償が実施されていないこと。 （ 5 ）当該企業において労働災害がないこと。 （ 6 ）他の模範となるものと認められる業務であること。 （選考委員会） 第 5 条 表彰すべき業務を選定するため選考委員会を置き、その構成は別表第 1 のとおりとする。 2 選考委員会は、次項の幹事会の調査報告に基づいて協議し、表彰すべき業務を決定するものとする。 3 選考委員会に幹事会を置き、その構成は別表第 2 のとおりとする。 4 幹事会は、事務局が作成した優良業務表彰候補者名簿に基づいて、部門別に当該業務の調査を行い、その結果を選考委員会に報告するものとする。 （表彰） 第 6 条 被表彰者は、受託企業の代表者（共同企業体の場合にあっては、構成員のそれぞれの代表者）及びその業務を担当した管理技術者とする。 （事務局） 第 7 条 事務局は、技術管理課に置く。 （補足） 第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。 附則 この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。 平成 2 8 年 6 月 1 日一部改訂 平成 2 9 年 3 月 9 日一部改正 平成 3 0 年 3 月 1 6 日一部改正

令和元年5月20日一部改正
令和5年3月27日一部改正

令和元年5月20日一部改正